

世界遺産登録の促進について

【担当省庁】外務省、文部科学省、文化庁、農林水産省

日本が有する価値ある資産を世界に発信していくため、「和食」の無形文化遺産登録とその保護・継承及び「天橋立」「日本茶・宇治茶」の「世界文化遺産」登録等に向けて、以下の検討をいただきたい。

京都府・京都市共同提案

「和食」の無形文化遺産登録に向けたユネスコ等への働きかけ

- ◆ 「和食」の無形文化遺産登録の実現に向けて、国として的確な時期にユネスコや関係国等に対して積極的に働きかけていただきたい。

京都府・京都市共同提案

「和食」の保護継承のための「高等教育機関」の京都での設置

- ◆ 無形文化遺産登録を目指す「和食」の価値や魅力を世界に発信し続けるためには、国による保護・継承措置を講じることが不可欠であり、ユネスコへの提案書にもある「和食」の高等教育機関（大学、大学院を含む）の設置を京都で実現していただきたい。

京都府・京都市共同提案

新たに創設される「日本遺産」の対象資産の拡大（「天橋立」などの登録）

- ◆ 国において創設予定の「日本遺産」について、日本文化の多様性を世界に発信するため、「天橋立」を含む暫定一覧表候補の文化資産 「カテゴリー I a」も検討対象としていただきたい。

※ 「カテゴリー I a」：文化庁文化審議会世界文化遺産特別委員会において「我が国の歴史や文化を表す一群の文化資産として高い価値を有すると認められるものであり、我が国の世界遺産暫定一覧表には未だ見られない分野の資産」

京都府・京都市共同提案

「世界遺産暫定一覧表」の記載対象の拡大（「天橋立」「日本茶・宇治茶」などの記載）

- ◆ 登録数が減少している暫定一覧表について、日本が有する価値や魅力ある資産を世界に発信していく取組みとして、記載拡大を戦略的に推進していただきたい。
- ◆ 京都府では、文化審議会世界文化遺産特別委員会から提示された暫定一覧表候補の文化資産「カテゴリー I a」の「天橋立」に対する課題について、検討委員会やシンポジウムを実施し着実に検討しており、取組状況について当委員会において調査・審議・評価をいただきたい。
- ◆ 「日本茶・宇治茶」など、現在、検討を進めている文化資産についても、新たに自治体からの公募を実施するなど、「暫定一覧表」の記載に向けた門戸を開放していただきたい。

京都府の現状・課題等

◎ 「和食」の「高等教育機関」設置に向けた取組み

○ 「和食」は、日本の食文化の粹であり、日本の美の象徴として世界的に保全する価値を有する文化であることから、「和食」の世界への価値の発信とその保護継承の取組みが国として必要である。

○ 京都府では、保護継承の仕組みの一環として高等教育機関について検討するため、「和食の無形文化遺産登録に向けた高等教育機関のあり方検討委員会」を設置し、25年度中に「基本構想」を策定予定である。

・高等教育機関設置に係る検討状況等

平成 25 年 2 月：準備懇談会開催

4 月：検討委員会において検討開始

10 月：高等教育機関の機能・教育内容・カリキュラム等に係る
「基本構想」を策定予定

・無形文化遺産登録件数　世界で 232 件のうち日本 21 件

　　〃　　　　　のうち食に係る資産 4 件

◎ 国が創設予定の「日本遺産」

(想定される内容の概要)

○ 対象：世界遺産への登録を目指す地域(ユネスコの暫定リストに記載される文化遺産)

(世界遺産暫定一覧表候補の文化遺産「カテゴリー I a」拡大の理由)

- 「カテゴリー I a」掲載資産については、文化庁文化審議会世界文化遺産特別委員会において「我が国の歴史や文化を表す一群の文化資産として高い価値を有すると認められるものであり、我が国の世界遺産暫定一覧表には未だ見られない分野の資産」とされているため

(世界遺産暫定一覧表候補の文化遺産「I a リスト」一覧)

- 「天橋立 日本の文化景観の原点」(京都府)
- 「錦帯橋と岩国の町割」(山口県)
- 「四国八十八箇所霊場と遍路道」(徳島県・高知県・愛媛県・香川県)
- 「阿蘇 火山との共生とその文化的景観」(熊本県)

◎ 「世界遺産暫定一覧表」への記載

- 我が国における「世界文化遺産」に係る「世界遺産暫定一覧表」への記載については、平成 18・19 年度に地方公共団体からの提案を募ったが、その後、その拡大・充実には国の積極的な動きがない状況であるが、諸外国においては、世界に向けて文化を発信するため、多くの資産を記載している。

【現状】日本の「世界遺産暫定一覧表」記載数

・ 文化遺産	10 件 (推薦・推薦決定した 3 件を除く)
・ 自然遺産	1 件
(参考) 中国	55 件
イタリア	41 件
フランス	34 件
エジプト	32 件

- 「カテゴリー I a」記載資産については、文化庁文化審議会の世界文化遺産特別委員会から提示された課題等について準備を進めるべきとされており、作業に当たっては文化庁の適切な支援や指導・助言のもと進めることとされている。
- 地方公共団体の作業が相当程度に進展した場合は、その段階で本委員会において改めて調査・審議を行い、顕著な普遍的価値を証明できる可能性が高いと評価されたものについては、世界遺産暫定一覧表への記載について検討することが望ましいとされているが、現在、委員会において調査・審議はなされていない状況である。

平成 25 年 6 月 京都府

○ 京都府においては、平成 19 年度に検討を開始し、平成 20 年度に、文化庁の全国公募で「I a（提案書の基本的主題を基に提案地方公共団体を中心に作業を進めるべきもの）」の評価を得ている「天橋立」や、平成 23 年度から検討を開始し、新たな世界文化遺産登録について文化庁への提案を準備している「日本茶・宇治茶」について、次のとおり取組みを推進している。

（天橋立）

- ・検討委員会 24 年度実績 2回（累計 19 件：18 年度から実施）
- ・シンポジウム 24 年度実績 1回（累計 8 件：19 年度から実施）

（日本茶・宇治茶）

- ・検討委員会 24 年度実績 2回（累計 4 件：23 年度から実施）
- ・シンポジウム 24 年度実績 1回（累計 1 件：24 年度から実施）

【京都府の担当部局】

政策企画部 計画推進課	075-414-4347
文化環境部 文化芸術振興課	075-414-4244
商工労働観光部 観光課	075-414-4837
農林水産部 農政課	075-414-4898
食の安全・安心推進課	075-414-5656